

火事に遭われた方へ

このたびの思いがけない災難につきまして心よりお見舞い申し上げます。一日も早いご回復をお祈りいたしております。

本書は、火災の後に必要となる各方面の手続について、制度概要や窓口に関してまとめた資料です。参考にしていただければ幸いです。

なお、本書は、り災後のすべての手続を網羅したものではありませんことをあらかじめご承知おきください。

多治見市

目 次

1	り災者相談窓口	くらし人権課	本庁舎 1 階	☎22-1134	- 1 -
2	り災証明書の発行	南消防署		☎22-9217	- 1 -
		北消防署		☎22-8802	
		笠原消防署		☎43-4613	
3	各種支援				
(1)	救援物資の支給	福祉課	駅北庁舎 2 階	☎23-5812	- 1 -
(2)	災害見舞金の交付	福祉課	駅北庁舎 2 階	☎23-5812	- 1 -
(3)	り災建物の給水の停止、応急住宅への給水の開始	上下水道総務課	本庁舎 2 階	☎22-1203	- 1 -
(4)	火災で生じた廃棄物の処理	環境課	本庁舎 1 階	☎22-1580	- 2 -
(5)	市営住宅への一時入居	建築住宅課	本庁舎 3 階	☎22-1312	- 2 -
(6)	養護老人ホーム等への一時入居相談	高齢福祉課	駅北庁舎 2 階	☎23-5821	- 2 -
4	各種減免手続				- 3 -
(1)	必要書類・窓口一覧				- 3 -
(2)	減免制度の概要				- 4 -
①	市県民税の減免	税務課 市民税グループ	駅北庁舎 2 階	☎23-5830	- 4 -
②	固定資産税・都市計画税の減免	税務課 資産税グループ	駅北庁舎 2 階	☎23-5832	- 4 -
③	国民健康保険料の減免	保険年金課 年金国保グループ	駅北庁舎 1 階	☎23-5746	- 5 -
④	後期高齢者医療保険料の減免	保険年金課 年金国保グループ	駅北庁舎 1 階	☎23-5746	- 5 -
⑤	国民年金保険料の免除	保険年金課 年金国保グループ	駅北庁舎 1 階	☎23-5736	- 5 -
⑥	介護保険料の減免	高齢福祉課 介護給付グループ	駅北庁舎 2 階	☎23-5211	- 5 -
⑦	上下水道料金の減免	上下水道総務課 窓口グループ	本庁舎 2 階	☎22-1203	- 6 -
⑧	し尿処理手数料の免除	上下水道総務課 窓口グループ	本庁舎 2 階	☎22-1230	- 6 -
5	再交付手続				- 6 -
6	関係機関所在地一覧				- 7 -

1 リ災者相談窓口

くらし人権課（本庁舎 1 階）

☎ 22-1134

火事に遭われた方の相談や、市役所の各担当課で必要な手続きのご案内をします。

一時的な避難場所が必要な場合は、自治会等と連絡・協議調整を行い、地域の集会所や公民館等に身を寄せることができるよう依頼します。

2 リ災証明書の発行

南消防署 ☎ 22-9217

北消防署 ☎ 22-8802

笠原消防署 ☎ 43-4613

火災保険の申請や、ごみの処理等の各種支援、各種減免手続き、再交付申請手続き等で「リ災証明書」が必要になる場合があります。最寄りの消防署で所定様式に必要事項を記入の上、申請してください。

3 各種支援

火災によりリ災された方への支援に関する主な窓口です。

制度の適用の可否については、直接担当課へお問い合わせください。状況によっては対象とならない場合もありますので、予めご了承ください。

支援項目	支援内容	部署・場所 連絡先 市外局番：0572
(1) 救援物資の支給	日本赤十字社の救援物資（毛布と日用品セット）をお届けします。	福祉課 福祉総務グループ （駅北庁舎 2 階） 23-5812
(2) 災害見舞金の交付	災害見舞金の交付手続きを行います。 ・死亡：10 万円/人 ・全焼・全壊：10 万円/世帯 ・半焼・半壊：5 万円/世帯 手続きに必要なもの ① リ災証明書又はその写し ② 火事に遭われた世帯の世帯主等の銀行口座の分かるもの	福祉課 福祉総務グループ （駅北庁舎 2 階） 23-5812
(3) リ災建物の給水の停止、応急住宅への給水の開始	火災により、リ災した建物への給水を停止、当面の生活を営む応急住宅への給水を開始します。	上下水道総務課 （本庁舎 2 階） 22-1203

支援項目	支援内容	部署・場所 連絡先 市外局番：0572
(4) 火災で生じた廃棄物の処理	火災で発生したごみの処理について、三の倉センターなどへ持ち込む際のごみ処理手数料の免除を受けることができます。 1 免除申請に必要なもの ① 廃棄物処理手数料等免除申請書 ② リ災証明書又はその写し 2 現地確認と書類の交付 ① 免除申請書提出後、申請者と現地にて、火災で発生したごみの確認を行い、多治見市で処理可能なごみを特定します。 ※解体・撤去を業者に依頼する場合は、現地確認の際に依頼業者の立会いも必要です。 ② 現地確認後、免除決定通知書を交付します。 交付までに3日程度かかりますので、予めご了承ください。 3 搬入の際の留意事項 環境課で発行を受けた「廃棄物処理手数料等免除決定通知書」を必ず提示してください。提示がない場合は、手数料の免除が受けられません。 ※免除決定通知書の指示事項を遵守されない場合は、廃棄物の受入れができません。	環境課 (本庁舎1階) 22-1580
(5) 市営住宅への一時入居	火災でこれまで住んでいた住宅に住めなくなった場合、一時的に市営住宅の空室に入居することができます。 なお、水道の開栓などの入居準備に2、3日程かかりますので、予めご了承ください。 1 入居申し込みに必要なもの ① 市営住宅目的外使用承認申請書兼入居申込書 ② 入居者全員（収入のある方）の所得課税証明書又は非課税証明書 ③ リ災証明書又はその写し ④ 住民票（入居者全員） ⑤ 印鑑 2 入居にあたっての留意事項 ・ 使用料は、入居者全員の月額収入の合計に応じて決定します。 ・ <u>入居期間は、最長2か月間です。</u>	建築住宅課 (本庁舎3階) 22-1312
(6) 養護老人ホーム等への一時入居相談	状況に応じて、養護老人ホームの入所や短期宿泊（ショートステイ）を利用することができます。	高齢福祉課 (駅北庁舎2階) 23-5821

4 各種減免手続

火災により被災された方への減免手続に関する主な窓口です。

制度の適用の可否については、直接担当課へお問い合わせください。状況によっては対象とならない場合もありますので、予めご了承ください。

(1) 必要書類・窓口一覧

減免項目	手続に必要な書類	部署・場所 連絡先 市外局番：0572
①市県民税	・減免申請書 ・り災証明書又はその写し ・損害金額を証する書類（住宅・家財の損害内容と時価金額のわかるもの） ・損害保険金や賠償金等の支給額とその種類（住宅／家財）のわかるもの ・印鑑 ※り災後、納期限前7日までに申請が必要	税務課 市民税グループ （駅北庁舎2階） 23-5830
②固定資産税・都市計画税	・減免申請書 ・り災証明書又はその写し ・印鑑 ※り災後、納期限前7日までに申請が必要	税務課 資産税グループ （駅北庁舎2階） 23-5832
③国民健康保険料 ④後期高齢者医療保険料	・国民健康保険料減免申請書又は後期高齢者医療保険料減免申請書 ・り災証明書又はその写し ・（後期のみ）固定資産税の決定通知書	保険年金課 年金国保グループ （駅北庁舎1階） 23-5746
⑤国民年金保険料 （※国民年金加入者のみ）	・国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ・り災証明書又はその写し ・（あれば）年金手帳	保険年金課 年金国保グループ （駅北庁舎1階） 23-5736
⑥介護保険料	・介護保険料減免・徴収猶予申請書 ・火災保険会社の書類の写し ・り災証明書又はその写し ※資産内容等を確認させていただくことがあります	高齢福祉課 介護給付グループ （駅北庁舎2階） 23-5211
⑦上下水道料金	・給水料金・分担金・手数料減免申請書 ・り災証明書又はその写し	上下水道総務課 窓口グループ （本庁舎2階） 22-1203
⑧し尿処理手数料	・廃棄物処理手数料等免除申請書 ・り災証明書又はその写し	上下水道総務課 窓口グループ （本庁舎2階） 22-1230

(2) 減免制度の概要

①市県民税の減免

税務課市民税グループ (駅北庁舎2階)

☎ 23-5830

市・県民税の納税義務者(個人)が下記のいずれかに該当する場合、その年度の納期限前の市・県民税の減免を受けることができます場合があります。

- ①死亡した場合 全額減免
- ②生活保護を受けることとなった場合 全額減免
- ③障がい者となった場合 9/10 減免
- ④所有する住宅又は家財の損害金額(保険金、賠償金で補填される金額を除く)が、その価額の 3/10 以上で、合計所得金額(土地等に係る事業所得等の金額などを含む)が 1,000 万円以下の場合

合計所得金額	損害の程度			
	3/10 以上 5/10 未満		5/10 以上	
500 万円以下	軽減又は免除の割合	1/2	軽減又は免除の割合	全額
500 万円超 750 万円以下		1/4		1/2
750 万円超 1,000 万円以下		1/8		1/4
1,000 万円超		なし		なし

②固定資産税・都市計画税の減免

税務課資産税グループ (駅北庁舎2階)

☎ 23-5832

所有する家屋が、火災により下記のような被害を受けた場合、家屋の被害割合に応じて、その年度(災害が発生した日が次年度賦課分に係る賦課期日以降の場合は、次年度を含む。)の納期限前の固定資産税・都市計画税の減免を受けることができます。

家屋の被害割合	軽減・免除の割合
家屋の原形をとどめないとき、復旧不能なとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の 6/10 以上価値を減じたとき	8/10
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の 4/10 以上 6/10 未満の価値を減じたとき	6/10
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の 2/10 以上 4/10 未満の価値を減じたとき	4/10

※償却資産についても減免対象となる場合があります。詳しくはお尋ねください。

③国民健康保険料の減免

保険年金課 年金国保グループ (駅北庁舎 1 階)

☎ 23-5746

専ら自らの居住に供する家屋が火災により被害を受けたとき、申請により、一定の基準で保険料が減免になることがあります。

減免割合		
減免事由	家屋	家財道具等
全焼	免除	免除
半焼	80%	50%

④後期高齢者医療保険料の減免

保険年金課 年金国保グループ (駅北庁舎 1 階)

☎ 23-5746

被保険者又は世帯主が火災により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害※₁を受けたとき、申請により、一定の基準で保険料が減免になることがあります。

減免割合※ ₂			減免の期間
前年の総所得金額	損害金額が 3/10 以上	損害金額が 5/10 以上	当該事由が発生した日から 1 年間で必要と求められる 期間
500 万円以下	50%以内	免除	
750 万円以下	25%以内	50%以内	
1,000 万円以下	12.5%以内	25%以内	

※₁ 当該損害金額から保険給付金、損害賠償金等により補填されるべき金額を控除した額が、その価格の3割以上のとき。

※₂ 減免対象保険料は、被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額

⑤国民年金保険料の免除・納付猶予

保険年金課 年金国保グループ (駅北庁舎 1 階)

☎ 23-5736

国民年金に加入している方で、火災被害により、被保険者の所有する住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価格の概ね2分の1以上の損害を受けたときは、申請に基づき保険料が免除になる可能性があります。

⑥介護保険料の減免

高齢福祉課 介護給付グループ (駅北庁舎 2 階)

☎ 23-5211

火災被害により生活が著しく困窮し保険料を納めることが困難な場合は、申請により、一定の基準で保険料が減免になることがあります。

⑦上下水道料金の減免

上下水道総務課 窓口グループ（本庁舎2階）

☎ 22-1203

火災に遭われた日を含む検針月の使用水量から8 m³を減免します。

⑧し尿処理手数料の免除

上下水道総務課 窓口グループ（本庁舎2階）

☎ 22-1230

し尿処理手数料の免除が受けられる場合があります。

5 再交付手続

火災により焼損した場合の再交付申請（手続方法、必要書類等）窓口は以下の通りです。それぞれの窓口までお問い合わせください。

項目	お問い合わせ先	
印鑑登録証（再登録）	市民課 ☎ 23-5542	駅北庁舎 1階
マイナンバーカード		
パスポート紛失届 パスポートの交付申請		
国民健康被保険者保険証 後期高齢者医療被保険者証	保険年金課 ☎ 23-5746	駅北庁舎 1階
介護保険被保険者証	高齢福祉課 ☎ 23-5211	駅北庁舎 2階
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	福祉課 障がい者支援グループ ☎ 23-5806	駅北庁舎 2階

その他主なもの

項目	お問い合わせ先
運転免許証	岐阜県警察本部運転免許課 岐阜運転者講習センター ☎058-295-1010(代)内線 262・263
年金手帳	多治見年金事務所 多治見市小田町 4-8-3 ☎0572-22-0255
健康保険被保険者証	勤務先
預金通帳・カード	預金口座のある金融機関
クレジットカード	カード会社

6 関係機関 所在地一覧

本庁舎	
電話：代表 22-1111	
住所：日ノ出町2丁目15番地	
階	部署名
1	市民課 本庁事務所
	くらし人権課
	環境課
2	上下水道総務課
3	建築住宅課

駅北庁舎	
電話：代表 22-1111	
住所：音羽町1丁目233番地	
階	部署名
1	市民課
	保険年金課
2	福祉課
	高齢福祉課
	税務課
3	保育幼稚園課
	教育委員会
	保健センター

出 先 機 関		
部署名	住 所	電 話
南消防署	三笠町2丁目21番地	22-9217
北消防署	光ヶ丘4丁目48番地の4	22-8802
笠原消防署	笠原町2081番地の1	43-4613

主 要 な 関 連 機 関		
部署名	住 所	電 話
総合福祉センター	太平町2丁目39番地の1	25-1131
多治見市民病院	前畑町3丁目43番地	22-5211

「火事に遭われた方へ」(2025. 4. 1)

《問い合わせ・相談先》

多治見市 環境文化部 くらし人権課

〒507 - 8703

多治見市日ノ出町2丁目15

電話 直通 0572-22-1134

代表 0572-22-1111

(内線 1154)

E-mail: kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp